

平成22年度「県民提案制度」の提案状況について

(集計期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)

1 提案件数（経年）

(1) 経年データ（平成18年4月1日～平成23年3月31日）

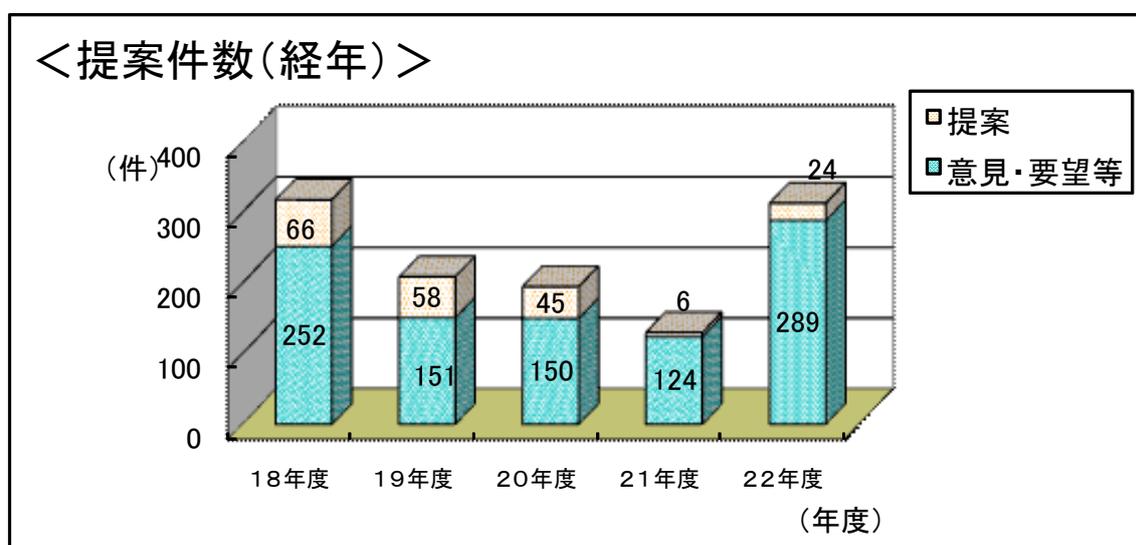
県民提案制度を活用した提案件数は、平成22年度の提案件数は24件で、前年より18件増えた（前年比400%）。

(単位:件)

区分 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年比
提案	66 (※5)	58 (※4)	45 (※5)	6 (※0)	24 (※2)	400.0%
意見・要望等	252 (※46)	151 (※25)	150 (※31)	124 (※12)	289 (※133)	233.1%
合計	318 (※51)	209 (※29)	195 (※36)	130 (※12)	313 (※135)	240.8%

※携帯サイト・モバイル県庁からの投稿件数を()書き(内数)で記入。

※平成18年9月1日より、携帯サイト・モバイル県庁から定型フォームでの提案受付を開始。



(2) 平成22年度提案件数 24件

県民提案コーナーへ寄せられた総件数は、313件で、うち提案の件数は24件、意見、要望等が289件であった。

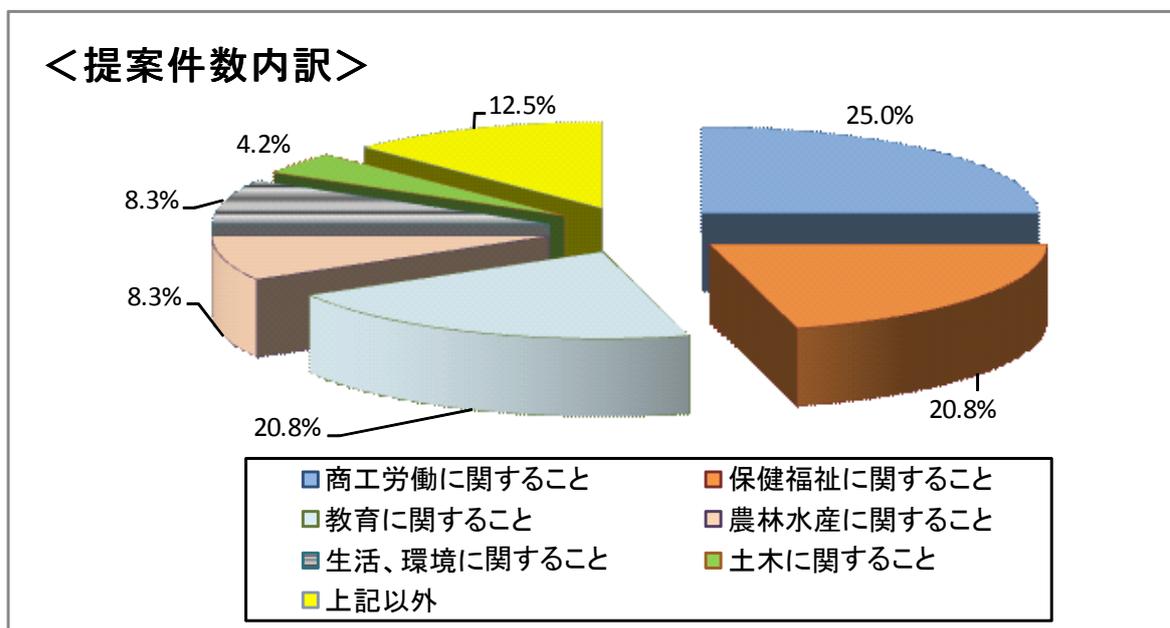
提案の24件の内訳は下記のとおり。

(昨年度の件数 提案件数 9件)

〔提案件数内訳〕

(単位:件)

提案等内容	件数	構成比
商工労働に関する事	6	25.0%
保健福祉に関する事	5	20.8%
教育に関する事	5	20.8%
農林水産に関する事	2	8.3%
生活、環境に関する事	2	8.3%
土木に関する事	1	4.2%
上記以外	3	12.5%
合計	24	100.0%



2 年代・性別

提案者を年代及び性別からみると、年代別で多かったのは、40代の11名で全体の45.8%を占め、次いで50代の5名であった。

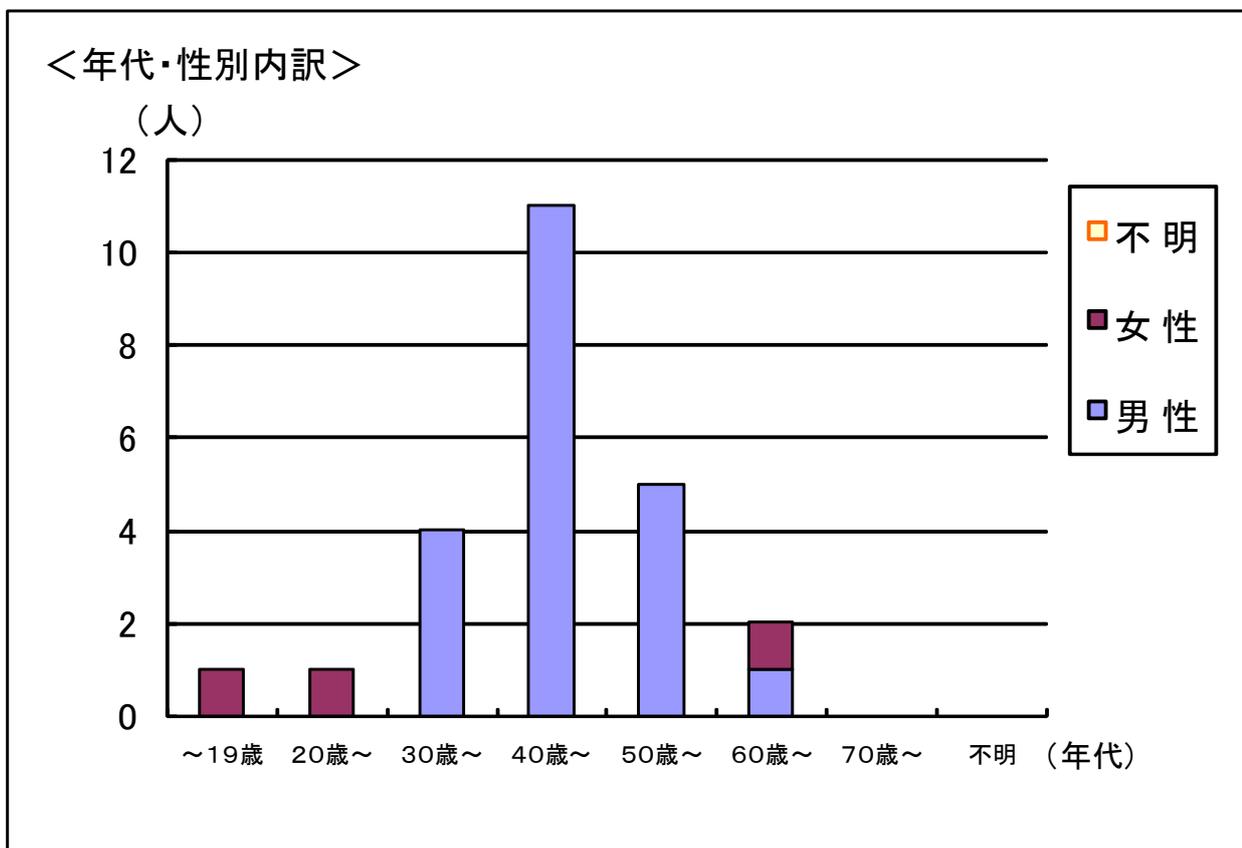
性別では男性が21名、女性は3名であり、男性が87.5%を占めた。

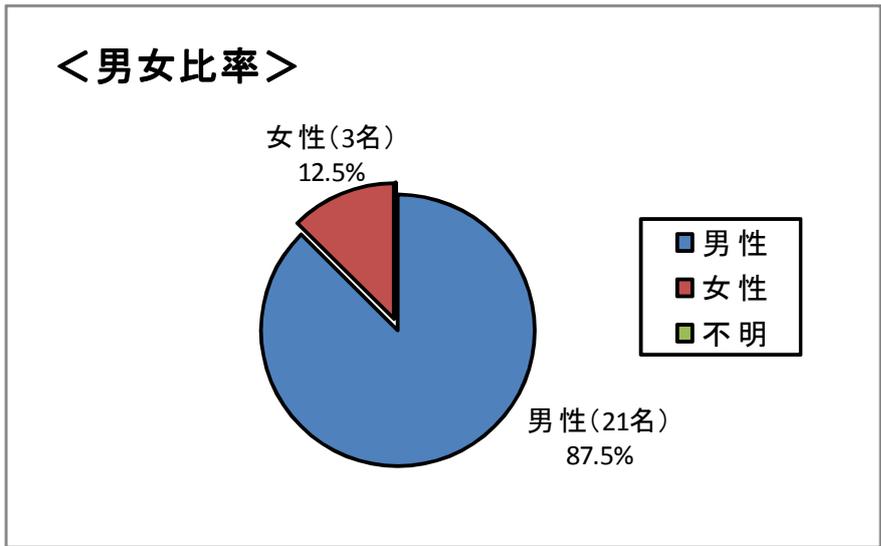
(昨年度 男性9名)

[年代・性別内訳]

(単位：件)

年代 性別	～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～	不明	計	構成比
男性	0	0	4	11	5	1	0	0	21	87.5%
女性	1	1	0	0	0	1	0	0	3	12.5%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	1	1	4	11	5	2	0	0	24	100.0%
構成比	4.2%	4.2%	16.7%	45.8%	20.8%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%	





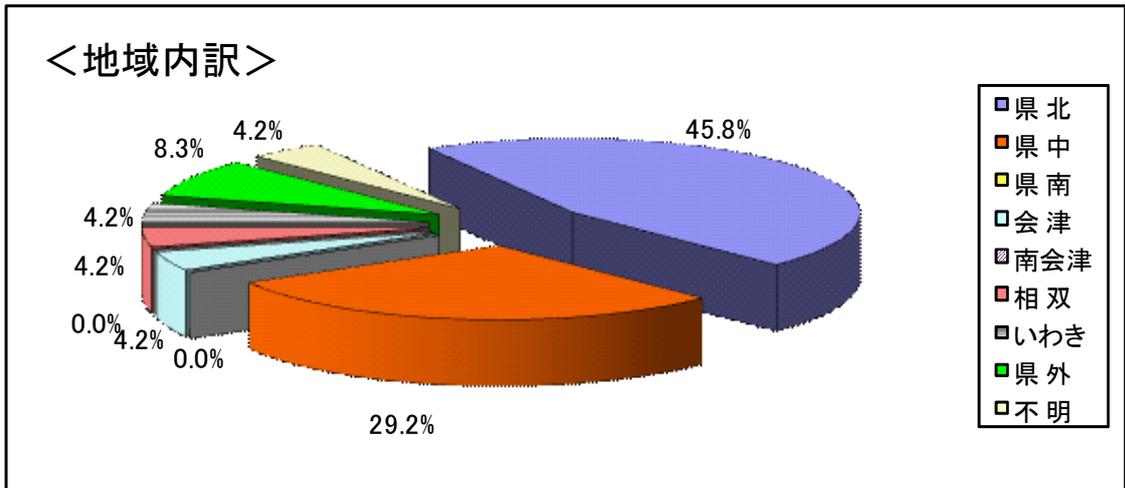
3 地域別（各地方振興局管内等）

提案者を地域別にみると、県北が11件（構成比45.8%）と最も多く、次いで、県中が7件（構成比29.2%）となっている。

県北、県中を合わせた中通り地方でみると18件で半数以上を占めることとなる。

（単位:件）

地域別	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	県外	不明	計
件数	11	7	0	1	0	1	1	2	1	24
構成比	45.8%	29.2%	0.0%	4.2%	0.0%	4.2%	4.2%	8.3%	4.2%	100.0%



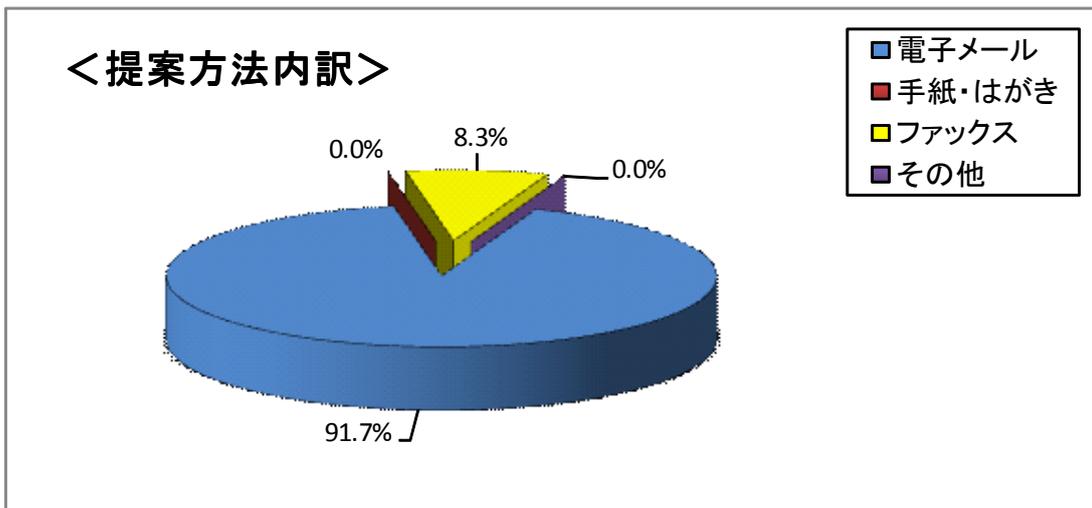
4 提案方法

提案を提案方法別にみると、電子メールが22件、ファックスが2件であり、電子メールによるものの割合が91.7%と最も多くなっている。

〔提案方法別内訳〕

(単位:件)

媒体別	電子メール	手紙・はがき	ファックス	その他	計
件数	22	0	2	0	24
構成比	91.7%	0.0%	8.3%	0.0%	100.0%

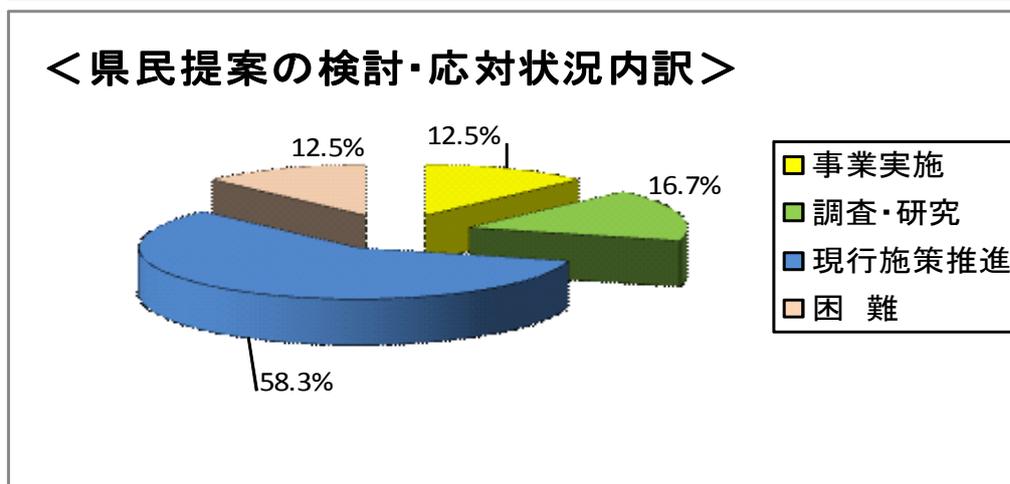


5 県民提案の検討・対応状況〔総括表〕

寄せられた提案について、県において精査したところ事業実施となったものが3件あった。詳細は、別紙のとおり。

(単位:件)

処理区分	事業実施	調査・研究	現行施策推進	困難	その他	計
件数	3	4	14	3	0	24
構成比	12.5%	16.7%	58.3%	12.5%	0.0%	100.0%



県立美術館ホームページへのブログ設置について**（提案）**

今年度から国は、オープンガバメント（開かれた行政）政策の一つとしてホームページ活用の重要性に気付き、よりスマートな運用を始めた。例えば、ブログやツイッター、YouTube 等である。これにより、国民は【知る権利等】が充足され、国の政策等に関心や興味が湧くだろう。同じように、福島県立美術館ホームページでも、館長さん始め学芸員さん等の生の声をブログやツイッター等で表現してみたらいかがだろうか？ホームページはもう一人の美術館スタッフであり優秀な広報営業マン（ウーマン）でもあるからだ。ハッキリ云えば、文化芸術振興の為には、協力会や友の会等の一般サポーターや学生ボランティア参加者等は、館長さん始め学芸員さん等の日常の研究動向や企画展等への思い等を知りたいと思っているし、自発的な文化芸術伝承者（館長始め学芸員等）の感性溢れるありのままの声が、若い人達と年配者を繋ぐキッカケとなり緩やかな仲間作りの励みになると私は信じているからだ。ちなみに、今は多言語翻訳システムが提供されているので活用すれば海外からの来館者も増えるかも知れません。だから、福島県立美術館ホームページにブログ等を設置して、集客力強化ならびに顔の見える福島県立美術館に変わって行って、現状の経済危機を突破して欲しいと思う。

（2010.6.11 40代 男性）

（回答）

県立美術館のホームページについて、ご提案ありがとうございます。

県美術館のホームページにつきましては、利用する方々が、素早く、見やすく、迷わずに必要な情報を得ることができることなどを目指して、作成に努めているところです。

ご提案のあったブログの設置につきましては、県立美術館としては初めての試みとなりますが、今年の夏に開催する企画展「胸さわぎの夏休み」にかかる専用のブログを7月初旬に立ち上げ、即時性や臨場感のある企画展の情報発信を行う予定であります。

また、職員の生の声など顔の見える情報提供につきましては、今後もホームページの構成や内容等を十分に検討してまいりたいと考えております。

今後とも、県立美術館につきましては、県民の皆様にも親しまれる美術館を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

（2010.6.21 教育庁社会教育課 電話番号024-521-7788
メールアドレス k.syakaikyoku@pref.fukushima.jp）

聴覚障害者マークについて

(提案)

2008年6月に道路交通法が改正されて、重度の聴覚障害者も運転免許（普通自動車限定）を取得出来るようになりました。しかしながら、車の前後に聴覚障害者マークを表示していても、そのマーク自体がドライバーへの認知度がまだまだ低い為に、急に割り込まれたり、パトカーや消防車のサイレンが聞こえない為に緊急走行かどうか分からず周囲の車の反応を見て判断しているのが現状です。そこで、緊急走行はライトをパッシングして気付かせたり、蝶々のデザインの聴覚障害者用マークのさらなる周知徹底を図る意味合いで、ホームページで広報してはいかがでしょうか？

(2010.8.9 40代 男性)

(回答)

このたびは聴覚障害者マークについて、ご提案ありがとうございます。

聴覚障害者マークを広報することにつきましては、平成20年6月に道路交通法が改正され、聴覚障害者であっても一定条件のもと普通免許を取得して自動車を運転することが可能となったことから、福島県警のホームページで行われているところです。

福島県のホームページでは、聴覚障害者マークの広報を行っておりませんでした。今回の提案を参考に、より多くの皆様に聴覚障害者マークを知っていただくため、福島県のホームページから県警へリンクを張るなどしてマークの周知を図りたいと考えております。

今後とも障がい者が社会参加できるよう障がい者福祉施策の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

(2010.8.23 保健福祉部 障がい福祉課 電話番号024-521-7170
メールアドレス shougai-fukushi@pref.fukushima.jp)

県有特許権のPRについて

(提案)

福島県は現在 40 件の特許権を持っているが、如何せん、世界中への PR が宜しくない！そこで、東大入試や司法試験よりも難解だと言われる特許審査を経て、また結構なお金をかけてやっと取得した知的財産を何故、もっと誰にでも分かり易くイラスト等を使い PR しないのか？インターネット版福島知的財産のデータベースは 2008 年度以降の更新がないのはどうかと思う！もっと真剣に、ユーストリームや YouTube 等を活用して自主財源確保にベストを尽くして欲しい。雇用確保に繋がる筈だ！

さらに、特許権を県立図書館や県立美術館や県立博物館などで実物もしくはパネルを常時展示すれば良いと思う！優れた発想力や豊かなアイデアを学べる良い機会になる。また、産学官連携事業のキッカケにもなるだろう。

(2011.2.28 40代 男性)

(回答)

このたびは、県有特許権のPRについてご提案いただきありがとうございます。

さて、商工労働部では現在 23 件の県有特許権（出願中を含む）を保有しております。そのうち 12 件の県有特許権に関して、15 の企業と実施許諾契約を締結し、活用していただいているところであります。

県有特許権のPR方法につきましては、社団法人発明協会福島県支部に配置されたアドバイザーによる企業相談時における紹介や、特許ビジネスセミナー等の各種セミナー等による周知、ハイテクプラザ内のサイエンスサロンにおける展示など、様々な場所や方法でPRに努めているところであります。

もちろんホームページによるPRも「産学官連携テーマデータベース」で行っておりますが更新されないなど不十分であることから、年度内に更新する予定で現在作業を進めております。また、ハイテクプラザのホームページ上でも年度内をもって新たに県有特許権の情報を掲載する予定であり、今後はこれまで以上に広く県有特許権をPRし、多くの企業にご使用いただけるよう努めてまいります。

※「産学官連携テーマデータベース」

URL：<http://www.fukushima-iri.jp/db/theme/>

※ハイテクプラザのホームページ

URL：<http://www.fukushima-iri.jp/index-pc.php>

(2011.3.7 商工労働部産業創出課 電話 024-521-7282
メールアドレス business@pref.fukushima.jp)